議　　題

福祉保健関係部課長会議

議題１　自治体における孤独・孤立対策の取組について（西尾市提出）

【要旨】令和６年４月１日の孤独・孤立対策推進法の施行により、地方公共団体において交付金を活用した切れ目のない相談支援が求められています。

西尾市においては、子ども・若者総合相談支援センター「コンパス」が 15～39 歳のひきこもり支援及び 65 歳以上は包括支援センターで独居高齢者支援を実施しているものの、40 歳～64 歳については孤独・孤立対策の必要性は理解しているものの、具体的な取組の計画はありません。

そこで、各市における孤独・孤立対策の取組（実施中または実施予定）についてご教示ください。

（１）孤独・孤立対策の取組実施の状況

→「①実施中」または「②実施予定」の場合は、（２）を回答してください。

（２）孤独・孤立対策の取組内容

議題２　災害弔慰金等の支給に係る審査会の設置状況および災害関連死認定基準の制定状況について（一宮市、豊田市提出）

【要旨】令和元年に災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、「市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする」と努力義務化されました。

今年の５月６日付共同通信の新聞記事およびそれを受けての県の調査により愛知県内各市の整備状況が遅れていることが判明しました。

一宮市、豊田市においても未整備の状態であり、能登半島地震では、災害関連死にかかる弔慰金支給の遅れが指摘されるなか、審査会の設置について検討を始めたところです。

また、検討する中で、特に災害関連死認定基準について、国は災害関連死事例集を示していますが、ただ事例を羅列しているだけで、これを基に市町村ごとに基準を制定し審査会で判定することは、隣接市町村でも差が出る可能性があり不合理だと考えます。

そこで、検討の参考にさせていただきたく、各市の審査会の設置状況や災害関連死認定基準についての考えを教示ください。

（１）災害弔慰金等支給審査会の設置の有無

→（１）「①設置している」場合は（２）と（３）を、「②設置予定」の場合は（２）を、「③設置していない」場合は（４）を回答してください。

（２）災害関連死認定基準の内容、考え方

（３）設置の根拠（条例等の制定）について

→「その他」の場合は、その内容

（４）災害弔慰金等支給審査会の設置予定

例　令和７年度の設置に向けて検討中、これから検討を始める、

設置予定なし　等

議題３　難聴者の補聴環境の整備について（半田市提出）

【要旨】半田市では、聴覚に障がいがある方への支援として、個人の申請により手話通訳者、要約筆記者の派遣、手話通訳者の窓口設置、その他窓口での筆談対応などを行っています。このたび、市民から障がい手帳の所持の有無に限らず、市の施設等でセミナーを受ける場合等に所有の補聴器では音割れするため市のホール等に敷設型磁気ループシステムの設置及び自治区や民間開催のセミナー等への市からの携帯型磁気ループシステムの貸し出しの要望がありました。（議員を通して市議会定例会における一般質問があり、議会閉会後に市長への手紙が届きました。）要望のシステム導入に限るものではありませんが、課題として整理と検討を行いたいと考えています。

そこで各市において、様々な理由により難聴の状態にある方への補聴環境の整備として、①携帯型磁気ループシステムの貸し出しまたは②市施設での敷設型磁気ループシステムの整備をされているかご教示ください。

（１）「①携帯型磁気ループシステムの貸し出し」及び「②市施設での敷設型磁気ループシステムの整備」の実施の有無

→「実施している」場合は（２）と（３）を、「検討中」の場合は（３）を回答してください。（４）についてはすべての市について回答してください。

（２）それぞれの（A）開始年度と（B）利用状況（※）令和３年度から令和５年度までの各年度の利用実績（件数）、「市施設での敷設型磁気ループシステムの整備」については（C）施設名及びどういった目的の施設か

（３）現状の課題として捉えている点

（４）当該システム以外で、市として補聴環境の整備と捉えて取り組んでいること。（複数回答可）

半田市：市主催事業での手話通訳者や要約筆記者の設置

窓口での筆談対応　など

議題４　障害福祉サービスにおける区分認定等の職員体制について（碧南市提出）

【要旨】碧南市では、令和６年７月１日時点の障害福祉サービス受給者が５７８名、障害児通所支援受給者が３９０名となっています。受給者数は毎年増加傾向にあり、現在の職員体制や事務の進め方では対応が難しくなると考えています。

そこで各市において、障害福祉サービス（障害児通所支援を含む）の区分認定事務及び、就労サービス利用に関する職員体制について各市の状況をご教示ください。

（１）下記の各利用者数等（令和６年７月１日時点）

① 障害福祉サービス利用者数

② 障害児通所支援利用者数

③ 障害支援区分認定者数

（２）区分認定審査事務の職員体制（令和６年７月１日時点）

① 区分認定審査事務を行う職員数

② ①のうち正規職員数（合計と職種ごとの内訳）

③ ①のうち会計年度任用職員数（合計と職種ごとの内訳）

（３）令和５年度の区分認定審査等の実績（件数）

① 新規

② 更新

③ 新規児童調査

（４）就労サービスを希望する場合の調査実施有無

→「行っている」場合は、（５）を回答してください。

（５）令和５年度の調査実績件数

議題５　就労定着支援の支給決定前の調査について（西尾市提出）

【要旨】西尾市では、就労定着支援の支給決定前に、改めて市認定調査員による本人の状況の調査を行っています。就労定着支援の利用希望者は平日日中働いている方が多く、調査のために仕事を休み来庁していただいており、利用希望者に日程調整など負担をかけてしまっている現状があります。

そこで､各市で､就労定着支援の支給決定前の調査で工夫されていることについて、ご教示ください。

（１）就労定着支援の支給決定前の調査で工夫していること

議題６　就労選択支援の実施について（西尾市提出）

【要旨】西尾市では、令和７年１０月から開始される就労選択支援のサービスの実施に向けて、具体的なアセスメント方法の検討などの準備を進めようとしているのですが、情報が少なく、どのように進めるべきか苦慮しております。

そこで、各市の準備状況について、ご教示ください。

（１）貴市や近隣市で就労選択支援のサービスを行う予定の事業所の有無

→「②事業所なし」､「③事業所はあるが対応しきれない」の場合は（２）を回答

（２）就労選択支援のサービスを行う予定の事業所がない場合や、実施予定の事業所があっても対応しきれないと想定される場合に、サービスの実施を他事業所に掛け合うなど、何か対応をしていますか。

（３）就労選択支援が実施された場合の、就労アセスメント票の内容、就労アセスメントや関係者とのケース会議の方法など、検討されていることがあれば、ご教示ください。

【西尾市の場合】

（１）　市内で就労選択の実施を検討している事業所はありますが､利用希望者に対応しきれるかは未知数である状況です。

（２）　サービスの実施を他事業所に掛け合うことは今のところしていません。

（３）就労アセスメント票の作成やアセスメントの方法を自立支援協議会の担当部会で検討していますが、具体的な方法は決まっていません。

議題７　障害福祉サービスの重度障害者支援加算の支給決定事務について

（西尾市提出）

【要旨】　西尾市では、障害福祉サービスの支給決定時に、重度障害者支援加算の要件を担当者が目視で確認し、加算の支給決定を手作業で行っています。

支給決定のミスを防ぐために、「加算の決定事務でダブルチェックを行い、決定漏れを防ぐ」「新たに行動援護スコアを受給者証に記し、利用者側でも加算の適正を確認できるようにする」「毎月１回、前月分の決定内容の点検を行い、サービス支給の適正を確認する」対策を講じています。

そこで、各市において障害福祉サービスの重度障害者支援加算の支給決定誤りを防ぐために、講じている対策についてご教示ください。

（１）障害福祉サービスの重度障害者支援加算の支給決定誤りを防ぐために講じている対策について

議題８　障害福祉分野における電子申請の推進について（西尾市提出）

【要旨】　西尾市では、障害福祉分野においては様々な手当や扶助費を支給しており、それぞれ申請を必要としているところですが、大多数の申請が紙媒体による申請となっております。

今後申請者の利便性と事務の効率化をはかるため、申請の簡素化について調査を進めたいと考えていますが、各市での取組状況をご教示ください。

（１）貴市における、障害者扶助料、障害福祉サービス費、自立支援医療、地域生活支援事業、その他障害福祉サービス分野における申請について、電子申請を導入若しくは導入を検討している事例又は利用者の利便性のため郵送による申請を推奨している事例がありましたらご教示ください。

【西尾市の場合】

西尾市では、手話通訳者・要約筆記者の派遣依頼について、あいち電子申請システムを活用した電子申請を可能としておりますが、その他の業務では障害者手帳の確認を行うため、原則として窓口での申請としているところです。

議題９　大規模高齢者施設等の老朽化対策等施設整備について（豊橋市提出）

【要旨】定員 30 人以上の特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）等施設（以下、「大規模高齢者施設等」という。）においては、築年数等から防災面等早急な改修を要する状況にある施設が見られます。

小規模（地域密着型）の特養等に対しては地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に大規模改修に対する補助メニューがあり、また令和５年度には、社会福祉連携推進法人による大規模高齢者施設等の防災改修工事に対する補助メニューが新設されました。

一方、地域医療介護総合確保基金を活用した愛知県介護施設等整備事業費補助金においても、新規に施設整備を行うことを条件に補助対象とされる大規模高齢者施設等の大規模修繕（令和６年度以降の継続は不明）や、災害レッドゾーンまたはイエローゾーンに所在する大規模高齢者施設等の改築等を支援するメニューがありますが、諸条件の伴わない大規模高齢者施設等の老朽化対策については補助がない状態です。

昨年の梅雨前線豪雨等による災害を見ても老朽化した施設の大規模改修は喫緊の課題と考えておりますが、各市における状況及び対応についてご教示ください。

（１）大規模高齢者施設等の状況

※公立、民間ともにご回答ください。

※大規模高齢者施設等のうち、老朽化に対応が必要な施設の状況をご回答ください。（民間の特養から改修補助について相談があった等）

（２）大規模高齢者施設等の改修の状況、予定

※公立、民間ともにご回答ください。（民間施設であっても、市に相談等があり把握されている場合は、ご回答ください。）

議題１０　地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について

（春日井市提出）

【要旨】令和６年度に介護保険法施行規則が改正され、地域包括支援センターの職員配置について、複数の圏域を合算した職員配置を認めることとなり、令和７年度までに条例改正することとされています。

春日井市では委託により地域包括支援センターを設置し、複数の法人が受託者となっており、どの法人も人材確保が困難な状況下で柔軟な職員配置が難しい現状があります。

そこで、各市の条例改正の実施予定時期と、柔軟な職員配置の実施の有無や委託事業者等との必要な調整事項についてご教示ください。

（１）条例改正の実施予定時期

（２）柔軟な職員配置の実施の有無

→実施ありの場合は（３）を回答してください。

（３）柔軟な職員配置の内容

（４）委託業者等との必要な調整事項

議題１１　市内に住民票がある国外居住者への児童手当の対応について

（豊橋市提出）

【要旨】豊橋市では、従前より、児童手当受給者が住民票を置いたまま国外転出をする旨の申し出があった場合には、過誤払い防止のため、一旦支払いを保留しています。

帰国した際には、窓口にパスポートを持参してもらい、帰国の確認がとれた場合に限り、支払い保留を解除し支給を行っています。

しかしながら、児童手当法において、支払い保留をすることができる旨の規定がないこと、また、「住所を有する」という定義が住民基本台帳へ記載されていることという点から、支払い保留の可否について疑義が生じているところです。

そこで、本件について、各市の対応状況及び考え方についてご教示ください。

（１）市内に住民票がある国外居住者への対応

（２）（１）の対応としている考え方

議題１２　市独自の遺児手当の今後の方向性について（半田市提出）

【要旨】児童扶養手当法の一部を改正する法律等が令和６年 11 月１日より施行され、児童扶養手当の加算額や所得制限限度額が改正されます。

半田市では、市独自の遺児手当の支給額については、児童扶養手当と比較し少額（本市は遺児一人につき月額 2,500 円）であるため、遺児の健全な育成と福祉の増進を図る目的の達成には程遠い支給額であると認識しており、遺児手当の今後の事業のあり方について検討しております。

そこで、各市の状況についてご教示ください。

（１）市独自の遺児手当について、児童扶養手当制度改正に伴い加算額や所得制限限度額等を見直す予定の有無について

→見直す場合は、変更内容

（２）市独自の遺児手当の支給額及び事業の継続について、各市における今後の方向性

議題１３　児童扶養手当の受給資格確認に伴うプライバシーの保護と適正受給について（半田市提出）

【要旨】半田市では、児童扶養手当の受給資格の認定にあたっては、事務の性質上、プライバシーの問題に触れざるを得ないところである一方、適正受給の確保と他の受給者との公平性の視点から、一律に確認・提出を求めざるを得ないことがあり、対応に苦慮しております。

また、こども家庭庁が示す「児童扶養手当事務処理マニュアル」及び「児童扶養手当の事務運営における留意事項について」の通知においては、提出書類等について、プライバシーの保護と受給資格者の負担軽減の観点から、【一律の提出は不要と考えられる独自の調書・申立書の例】や【確認が不要な事項の例】として挙げられています。

提出書類に限らず、聞き取り等での確認の際にも、「プライバシーに関わる事項についての確認は一律に行うのではなく、確認が必要と個別に判断した者に必要な事項についてのみ行うべき」と示される中、各市において、どのように判断基準を設けて対応しているか、ご教示ください。

また、プライバシーの保護と適正受給の両立に向けて、その他具体的に取り組まれていることがあれば、併せてご教示ください。

（１）書類提出や聞き取りの際における「プライバシーに関わる事項についての確認」で個別に必要かどうか判断するための基準

（２）プライバシーの保護と適正受給の両立に向けて、（１）以外の具体的な取り組み

議題１４　子どもの貧困対策事業を通じた庁内外横断的な取り組みについて

（半田市提出）

【要旨】半田市では、中学生向けの子どもの学習・生活支援事業を通じて、子どもの特性に沿った適切な相談・連携先（教育委員会やCSW、SSW等）につなぐことで、学校生活や進路のサポート等を受けられるようになり、結果的に子どもの学習環境が整うことで高校へ進学ができた等、将来の貧困の連鎖の軽減につなげる取り組みをしており、今後も更なる取り組みについて検討していきたいと思っております。

そこで、各市において、子どもの貧困対策事業を通じて庁内外横断的に取り組まれていることや工夫している体制等があれば、事例とともにご教示ください。

また、取り組みや体制等について課題があれば併せてご教示ください。

（１）子どもの貧困対策事業を通じて庁内外横断的な取り組みや工夫している体制等について

（２）取り組みや体制等についての課題

※全市ご回答ください。（取り組みや体制等を実施する上での課題や、検討する上で課題に感じていることについてご回答ください。）

議題１５　福祉医療の資格・給付等の窓口について（清須市提出）

【要旨】清須市の福祉医療の資格取得・喪失、給付等及び県補助金に係る事務については、市民環境部 保険年金課で行っていますが、資格要件の元となる部署から、部局を跨いで福祉医療への案内がされ、保険年金課での手続きが必要となっており、ワンストップサービスにはなっていないことから受給者等への案内漏れ（ヒューマンエラー）の事案があり、苦慮しております。

そこで、各市における福祉医療申請の案内方法や、案内漏れがないようにしていることについてご教示ください。

（１）福祉医療資格要件の元となる部署と福祉医療の資格・給付部署について

→（１）「②部署が異なる」、「③一部のものについて部署が異なる」の場合は、（２）を回答してください。

（２）福祉医療申請の案内方法や、案内漏れがないようにしていることについて

【清須市の現状】

●健康福祉部 社会福祉課にて、障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳、自立支援医療等の手続きを行っており、手帳発行時に障害者医療等の手続きのため福祉医療へ案内を行っている。

●健康福祉部 高齢福祉課にて、介護認定により、寝たきり・認知症やひとり暮らしなどで、後期高齢者福祉医療に該当する方へ福祉医療へ案内を行っている。

●健康福祉部 こども家庭課にて、児童扶養手当の申請を受け付けた後に、受給要件を満たしていれば、母子父子家庭医療の手続きのため福祉医療へ案内を行っている。

【参考：愛知県の所管課】

障害福祉課：障害者医療、精神障害者医療

高齢福祉課：後期高齢者福祉医療、県費助成

児童家庭課：子ども医療、母子父子家庭医療